令和6年度

第16回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年10月10日(木曜日) 13時00分 開会場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について

出席委員(15名)

	·	•			
1番	井口	健	8番	藪 禾	川昭
2番	中村	弘	11番	笠野	喜久雄
4番	曽根	光彦	12番	山本	茂樹
5番	小方	保寛	13番	丸山	勝
6番	井上	直樹	15番	堀 良子	
7番	谷河	績	16番	湯川	德弘

17番 貴志 年伸

18番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博 欠席委員(1名)

3番 吉中 雅三 出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

企 画 員 西森 和子

事務主任 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹 農林水産課

> 課 長 田中 克弥

> 班 長 山路 裕雅

> 企 画 員 川上 和徳

企 画 員 岩橋 佳紀

13時00分 開会

- ◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河 て、ご了承いただけますか。 会長よろしくお願いします。
- ◆会長(谷河 績) ただいまより、第1 6回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は16名中15名で、定足数に 達しておりますので、総会は成立していま による通知について、説明いたします。 す。

去る9月27日、井口委員、吉中委員、 小方委員、藪委員によりまして現地調査並 の合意解約通知で1件ありました。 びに事情聴取が行われています。後ほど報 告方よろしくお願いします。

なお、吉中委員から都合により欠席したで、ご了承いただけますか。 い旨、ご連絡がありましたので、ご報告い たします。

また、農業委員会会議規則第17条第2 します。 項に規定する議事録署名委員は、貴志委員、 藤井委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 定による届出に ついて、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定 による届出があったもので、14件ありま した。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりま すが、本受理書は権利の移動等の効力を発 生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件に ついて補足いたします。

No. 12は住所が・・・で、相続した 農地については農業委員会によるあっせん を希望しています。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法施行規則第29条第1 号の規定による届出について、説明いたし ます。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号 て、ご了承いただけますか。 に規定する農業用施設の届出で1件ありま した。

内訳は、農業用資材置場及び農業用駐車します。 場が1件です。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい す。 て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといた 内の農地転用の届出で9件ありました。 します。

報告事項 農地法第5条の規定による許 付で受理通知書を交付しています。 可申請の取下願について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件について、農地法第5条の規定によ て、ご了承いただけますか。 る農地転用の許可申請の取下げが1件あり ました。

事業計画の見直しの必要が生じたため、 令和6年9月17日付で、取下げ願いの提 出がございました。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい ◆農林水産課 山路班長 番外 説明いた て、ご了承いただけますか。

(各委員の了承を得て)

します。

よる農地転用届出について、説明いたしま す。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

内の農地転用の届出で3件ありました。

付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといた

報告事項 農地法第5条第1項の規定に よる農地転用届出について、説明いたしま

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域

9月9日付、9月19日付、10月1日

以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

(各委員の了承を得て)

それでは、ご了承いただけたことといた します。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見 について、提案いたします。

します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法 それでは、ご了承いただけたことといた 律第13条第1項の規定に基づき、同法施 行規則第3条の2第2項の規定により、農 報告事項 農地法第4条第1項の規定に 業委員会のご意見をお聴きするものです。

> お手元の資料、農用地区域除外参考資料 (位置図) をご覧ください。

全5件の申出があり、P1に、位置図、 本件は、農地法第4条による市街化区域 P2からP3に計画変更内容説明資料を示 しております。

9月9日付、9月19日付、10月1日 No. 1について説明させていただきま す。

着色し示しており、・・・に位置しており ます。

また、同じく、P4、P5には代替地を、 P6には申出時に受領した代替地検討書を、 きます。 P7には申出地を撮影した写真を、P8に は、農用地区域の広がりを、P9には、関 係各課の意見を示し、添付しております。 参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただ きます。

利用者は、・・・です。

3 台分程度の駐車場はあるものの、時期 によっては駐車場が不足しており、駐車場 を増設したい意向です。

よって、代表役員個人が所有する隣接地 の農地をお寺に所有権移転し、駐車場とし て利用する予定です。

申出地は、北側に農地、東側に農地及び 宅地、南側に宅地、西側に農地に面した農 地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に 及ぼす影響は認められず、農用地区域から 除外することがやむを得ないと考えるもの です。

No. 2について説明させていただきま

さい。

P10にありますように申出地は、赤色 で着色し示しており、・・・に位置してお ります。

また、同じく、P10には代替地を、P 11には申出時に受領した代替地検討書を、 P12には申出地を撮影した写真を、P1

参考資料のP4からP9をご覧ください。 3には、農用地区域の広がりを、P14に P4にありますように申出地は、赤色で は、関係各課の意見を示し、添付しており ます。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただ

利用者である、・・・氏は・・・氏の長 男で農業後継者指名を受けています。

現在のアパートに住んでいますが、新し く住宅の取得を検討しています。

立地について検討したところ、農地に近 い本申出地が最適であるため建設したい意 向です。

申出地は、北側に水路、東側に農地、南 側に道路、西側に農地に面した農地となっ ています。

よって、市としては、周辺農地の営農に 及ぼす影響は認められず、農用地区域から 除外することがやむを得ないと考えるもの です。

No. 3について説明させていただきま

参考資料のP15からP20をご覧くだ さい。

P15にありますように申出地は、赤色 で着色し示しており、・・・に位置してお ります。

また、同じく、P16には代替地を、P 参考資料のP10からP14をご覧くだ 17には申出時に受領した代替地検討書を、 P18には申出地を撮影した写真を、P1 9には、農用地区域の広がりを、P20に は、関係各課の意見を示し、添付しており ます。

参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただ きます。

営んでいますが、原料は海上輸送により輸 入をしていることから、調達が不安定です。

よって、既存の事業所の隣接地に倉庫を 開設することにより、需要に対応できる安 定的な体制を整えたい意向です。

申出地は、北側に宅地、東側に宅地及び 農地、南側に道路、西側に宅地に面した農 地となっています。

よって、市としては、周辺農地の営農に 及ぼす影響は認められず、農用地区域から 除外することがやむを得ないと考えるもの です。

No. 4について説明させていただきま す。

参考資料のP21からP26をご覧くだ

P21にありますように申出地は、赤色 で着色し示しており、・・・に位置してお ります。

また、同じく、P22には代替地を、P 23には申出時に受領した代替地検討書を、 P24には申出地を撮影した写真を、P2 5には、農用地区域の広がりを、P26に は、関係各課の意見を示し、添付しており ます。

参考にご覧ください。

利用者である、・・・は・・・です。

南インターから近い交通の利便性のよい ところで、・・・を販売するための事業用 地を探したところ、今回の申出地が最適で あるため、利用したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に里道、南 側に道路、西側に農地に面した農地となっ ています。

よって、市としては、周辺農地の営農に

利用者である、・・・は、主に・・・を 及ぼす影響は認められず、農用地区域から 除外することがやむを得ないと考えるもの です。

No. 5について説明させていただきま

参考資料のP27からP32をご覧くだ さい。

P27にありますように申出地は、赤色 で着色し示しており、・・・に位置してお ります。

また、同じく、P28には代替地を、P 29には申出時に受領した代替地検討書を、 P30には申出地を撮影した写真を、P3 1には、農用地区域の広がりを、P32に は、関係各課の意見を示し、添付しており ます。

参考にご覧ください。

利用者である、・・・は・・・です。

大型自動車の進入できる事業用地を探し ていたところ、本申出地が駐車場及び資材 置場として利用するうえで適地であるため、 購入をしたい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に宅地、南 側に農地、西側に道路に面した農地となっ ています。

よって、市としては、周辺農地の営農に 及ぼす影響は認められず、農用地区域から 除外することがやむを得ないものと考える ものです。

以上の5件について、農業振興地域の整 備に関する法律第13条第2項に掲げる第 1号から第6号までの要件のすべてを満 すと判断し除外を行おうとするものです。 なお、第1号から第6号の要件については、

1 申出地以外に代替すべき土地がない こと。

- 2 地域計画の達成に支障がないこと。 のです。
- 3 農業上の効率化かつ総合的な利用に 支障を及ぼすおそれがないこと。
- それがないこと。
- 5 土地改良施設の有する機能に支障を には保管倉庫の増築は急務でした。 及ぼすおそれがないこと。
- 6 農業生産基盤整備事業完了後8年を 経過しているものであること。

となっています。

以上です。

- ◆会長(谷河 績) No. 3について、 現地調査並びに事情聴取を行っていますの で井口委員さん報告願います。
- ◆ 1 番 (井口 健) 3条第2項各号に基づく農用地区域からの 除外申請です。

先月9月27日、私と小方委員、それに 事務局と共に現地調査をし、事業予定者の

・・・から事情聴取を行いました。

・・・に位置し、三方を倉庫や自動車中古 部品置場等に囲まれた、・・・に接続した 第2種農地です。

地目は田、現況も田であり稲刈りを終え た状態の使える農地です。

また、申請地の進入路を横切るような形 で幅70cm 深さ60cm の農業用水路が敷 設されています。

申出者は議案書のとおり農地を所有する 個人です。

事業予定者の・・・の業務も行っていま

申出理由については申出者は高齢で後継・・・から事情聴取を行いました。 者もなく農地管理に困っていたところ、隣 接する事業予定者から購入依頼を受けたもで、・・・の第2種農地です。

また、事業予定者にとっては、・・・の 運搬には数か月を要することから、大量に 4 農用地の利用集積に支障を及ぼすお 材料をストックしておき国内の減産傾向に 対処するとともに、競争力を強化するため

> 規模については坪2トンを保管すると、 あと千坪程度の敷地の確保が必要として以 前から土地を探していたが、今回ようやく 最適地を確保することができ本申請に至っ たものです。

内容につきましては周囲に擁壁を設置し造 成したのち、鉄骨造り平屋建て 床面積1, 3 8 1 m²の・・・を保管する倉庫の建設用 本件は農振法第1 地として転用予定です。

> 雨水については敷地内で集水後既設の用 水路に排水します。

この件に関し、農振法に基づく農用地区 域からの除外要件のすべてを満たしている と思われますので、除外は「やむを得ない 申出地は議案書及び説明資料のとおりで、」と考えます。

> また、その後の転用については改めて調 査・確認し、当委員会での審議に委ねます。 各委員の慎重なご審議をお願いします

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。

No. 4について、吉中委員さんが欠席 となっていますので、事務局で報告書の代 読をお願いします。

◆田伏主任 代読させていただきます。 議案第1号No.4について報告します。 令和6年9月27日、私と藪委員、それ に事務局と共に現地調査し、事業予定者の

申出地は、議案書及び参考資料のとおり

地目は田、現況は休耕地でした。

申出者は、議案書のとおりで農地を所有 する個人です。

事業予定者は、・・・です。

申出者は平成30年叔母から遺贈により 申請地を取得しました。

申請地は、平成8年頃の県道工事のため の資材置場として利用された後、申出者が 取得した時には、すでに資材置場として土 木業者に賃貸している状態でした。

その後、借地の契約が終了し、仲介業者 に相談した際に農地転用の許可を得ていな いことを知りました。

そこで、今後も本申請地を有効活用して いきたいため、資材等を撤去し農地に戻し た上で、今回の転用申請に至ったとのこと です。

また、事業予定者は、・・・の事業適地 を探しており、・・・に近く、県道沿いで 利便性がよい、本申請地を作業場、露天資 材置場として転用予定です。本申請地内に おいて、・・・するとのことです。

事業予定者は、・・・とのことです。

ことを事情聴取にて確約いただいておりま す。

排水は、汚水及び雑排水は発生せず、ま た、雨水については、敷地内で集水後、申 請地南側の既設水路に排水します。

この件に関しては、農振法による除外要 件を満たすと思われますので除外はやむを 得ないと考えます。

また、その後の転用については改めて調 査・確認し、当委員会にて審議に委ねます。 資金でまかなうとのことで間題ないと聞い 各委員の慎重なご審議をお願い致します。 ております。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま

した。

No. 5について、小方委員さん報告願 います。

◆5番 (小方 保寛) 議案第1号農用 地除外の許可申請No. 5について報告申 し上げます。

9月27日(金)に、井口委員と私並びに 事務局で、現地調査と事情聴取を行いまし た。

申請地は・・・に所在し、北は畑、南に ビニールハウス、東は住宅に隣接し、西側 は市道・・・と堤防を挟んで・・・という 状況です。

面積1,526㎡で、現状は草が生い茂 り、木も数本生えているという遊休状態で ある砂地の畑です。

申請者は、・・・という・・・を事業と して行っております。

事情聴取は、・・・から話を伺いました。 駐車場、資材置場について、現状は借地 で賃料が高く、また手狭なため、適当な自 前の土地を確保したく探していたが、他に 代替地とすべき適当な土地がなく、事務所 ・・・、そのような事は一切起こさない と主たる作業所である・・・との間である この申請地を取得できる話がまとまりまし た。

> 造成は砕石仕上げで行い、駐車場はダン プ8台分の駐車場、及び資材置場とする予 定で、資材置場には、・・・置場とすると のこと。

> 排水は西側排水路への放流を計画、隣接 農地の同意取得済みです。

> 十地取得及び造成資金については、自己

以上の点から、この申請について個別案

件としては一般基準をクリアしているもの と思われました。

ただ・・・に最適の砂地の畑なだけに、 まことにもったいないという思いがありま す。

各委員の慎重な審査をお願いします。

- ◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 明願が4件ありました。 説明報告が終わりましたが、この議案につ いて、何かご意見、ご質問ございませんか。 mrです。遊休農地証明書交付の可否につい
- ◆4番 (曽根 光彦) 今報告をいただ いたNo. 4についてですが、隣接農地の 同意なしとありますが、これは何か理由が あるのですか。
- ◆農林水産課 川上企画員 同意がない農 地については現在木が生い茂り耕作が不可 能な状態になっています。

を掛けたところ同意書としてはいただいて いませんが事業を実行するにあたっての同 意は得ていると報告を受けています。

- ◆4番 (曽根 光彦) これはゆくゆく ので、議案第2号は可決と決定しました。 問題が出てくるといったことはありません
- ◆農林水産課 川上企画員 隣接農地の耕 作はされていません。
- ◆会長(谷河 績) よろしいですか。 ほかになにかございませんか。

(異議なし、との声)

ので、議案第1号はやむを得ないと決定し ました。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策 事業に伴う遊休農地の証明願について、提 案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご 覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補 助金交付要綱第5条の規定に基づいたもの で、補助金の交付申請にあたり遊休農地証 明書を添付する必要があり、借り手から証

対象農地の面積は、田のみで8,032 てご審議願います。

なお、No. 1からNo. 4のすべてに ついて、P32の議案第5号農用地利用集 積計画No. 91からNo. 94で利用権 の設定を上程しております。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、 地目上農地となっているため所有者に声 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございます

議案第3号 農地法第3条の規定による 許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。 本件は、農地法第3条の規定に基づく許 可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に 支障がないこと、当該農地の権利を取得し ご意見、ご質問がないようでございます ようとする者は、その取得後において全て の農地を効率的に耕作し、農作業に常時従 事すると認められるなど、農地法第3条第 2項各号には該当せず、許可要件の全てを 満たしていると思われます。

> なお、No. 1は市街化区域の使用貸借 権の設定で期間1年の契約です。

No. 3は親から子への生前贈与です。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、 で、担当委員から報告があります。 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますで薮委員さん報告願います。 ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定 1について報告します。 による許可申請に対する意見について、提 案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配布していますので合わせてご覧くだ さい。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市 街地に近接する区域内でその規模がおおむ ね10ha未満のため第2種農地に該当し ます。

申請人は・・・を営む個人です。

・・・の自家用車での送迎が急増し、申 請地北側にある既存の貸露天駐車場は満車 場として転用申請するものです。 となっている状況の中、依然として・・・ からの駐車場設置の要望が多いことから、 当該申請地を貸露天駐車場へ転用申請する ものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、 市街地に近接する区域内でその規模がおお むね10ha未満のため第2種農地に該当 します。

申請人は・・・で、申請地周辺には小学上げ、露天駐車場を整備します。 校や集落が多いが、医療機関は少なく、来 患者数が見込めるとのことから、本申請地 を貸診療所に転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

これらの案件は一般基準を満たしている と思われます。なお、No. 1については れ、隣接農地は無く、付近の農地に対する

現地調査及び事情聴取を行っておりますの

以上です。

- ◆会長(谷河 績) No. 1について、 現地調査並びに事情聴取を行っていますの
- ◆8番 (藪 利昭) 議案第4号No.

本件は、農地法第5条の許可申請で9月 27日、私と吉中委員それに事務局と共に 現地調査し、申請者の・・・から事情聴取 を行いました。

申請地は、議案書及び補足資料のとおり で、・・・の第2種農地です。

地目は田、現況は休耕地でした。

申請者は、市内で・・・を営む個人です。 本件は、ここ数年近隣の・・・小学校の 児童数が増加し、保護者の自家用車による 送迎が増え、そのための駐車場の需要が見 込まれることから、本申請地を貸露天駐車

本申請地北側の既存の駐車場はすでに満 車であり、申請者が事前に告知を行ったと ころ、さらに20名程度駐車場を借りたい との問い合わせがあったそうです。

そこで、農地の管理に苦慮していた叔父 である譲渡人との間で話がまとまったため、 本申請に至ったとのことです。

内容に関しては、土地の造成後砕石で仕

排水については、汚水及び雑排水は発生 しません。

雨水については、申請地内で集水し、南 側の既存水路へ排水します。

紀の川左岸土地改良区の意見書が添付さ

影響や用水路等への被害は無いと考えられ
せていただきます。 ます。

この件に関しては、特に問題はないと思 慮されますが、各委員の慎重なご審議をお 願い致します。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま ます。 した。

議案第4号について、説明、報告が終わ く利用権の設定です。 りましたが、この議案について、何かご意 見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第4号は可決と決定しました。

て、提案いたします。

No. 12を先議とさせていただきます。 ませんか。 笠野委員一時退席お願いします。

• • • • 笠野委員退席 • • • •

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5 ので、議案第5号No.68は可決と決定 号P22のNo. 12について説明いたし しました。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づ く利用権の設定です。

地目は田、面積は5,130㎡です。 以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号No.1 2について、説明が終わりましたが、この 議案について、何かご意見、ご質問ござい ませんか。

(異議なし、との声)

ので、議案第5号No. 12は可決と決定 ました。 しました。

続いて、No. 68についても先議とさ

湯川委員一時退席お願いします。

・・・・湯川委員退席・・・・

◆西森企画員 番外 先議のため議案第5 号P29のNo. 68について説明いたし

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づ

再設定の契約で、使用貸借権、期間は3 年、地目は田、面積は3,086平方メー トルです。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号No.6 議案第5号 農用地利用集積計画につい 8について、説明が終わりましたが、この 議案について、何かご意見、ご質問ござい

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございます

・・・・湯川委員着席・・・・

続いて、No. 12、No. 68以外に ついて提案します。

再設定の契約で、賃貸借権、期間は3年、 ◆西森企画員 番外 議案第5号No. 1 2およびNo. 68以外について説明いた します。

> 利用権新規設定における農地所在地図を 議案と共に配布しておりますので、あわせ てご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づ く利用権の設定で、再設定契約が96件、 ご意見、ご質問がないようでございます 新規の契約が13件で合計109件ござい

賃借権が16件、使用貸借権が80件の ・・・・笠野委員着席・・・・ 設定です。貸借期間は議案書のとおりです。 また、No. 1からNo. 11、No.

88については、農業委員会による利用権 の再設定、No. 89からNo. 96につ いては、農業委員会による利用権の新規設 定、No. 97からNo. 106について は、農地中間管理事業での再設定、No. 107からNo. 111については、農地 中間管理事業による新規の設定です。

面積は、先議分を含め全体で、田が22 総面積が237,900.91㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定 が15件あり、面積は田が32,862㎡、ら森林の様相を呈しているなど、農地に復 畑が993㎡、総面積が33,855㎡で す。

なお、No. 89、No. 90は和田推 進委員、No. 91からNo. 94は松尾 推進委員によるあっせんで貸借が成立した ものです。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号No.1 何かご意見、ご質問ございませんか。 2、No. 68以外について、説明が終わ りましたが、この議案について、何かご意 見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第5号No. 12、No. 68 以外についても可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案 いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

農地法の運用について」第4(3)の規定 に基づき、農地法第2条第1項に規定する 農地に該当しないと判断するものです。

13からNo.67、No.69からNo.筆)を和田推進委員とともに現地調査を行 ったものです。

> 非農地通知書の交付基準に基づき、対象 であると認められる農地の所有者に対し非 農地判断に係る事前通知を行ったところ、 非農地通知依頼書6件の提出がありました。 面積はすべて畑で2,672.61㎡で す。

議案書番号1~6について、非農地通知 6, 919. 91㎡、畑が10, 981㎡、 書の交付基準、農業的利用を図るための条 件整備(基盤整備事業の実施等)が計画さ れていない土地であって、20年以上前か 元するための物理的な条件整備が著しく困 難な場合の条件を満たしていると思われま す。

> なお、地区の土地改良区等と協議済です。 以上です。

> ◆会長(谷河 績) 議案第6号について、 説明が終わりましたが、この議案について、

> > (異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 和歌山市農地利用最適化推 進委員の辞任について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

令和6年10月1日付けで、農地利用最 適化推進委員・・・氏より、農地利用最適 化推進委員を辞任したい旨の申出が和歌山 市農業委員会会長あてありましたので、農 本件については、国からの通知である「業委員会等に関する法律第23条の規定に より農業委員会の同意を求めるものでござ います。

・・・委員から辞任願の提出をいただい 岡崎地区西、森小手穂で(39件、85 ておりますので、朗読させていただきます。

0月31日付をもって和歌山市農地利用最 適化推進委員を辞任したいので、承認され・・農地利用最適化推進委員の追加募集につ たくお願い致します。

令和6年10月1日・・・

条では、「推進委員は、正当な事由がある ときは、農業委員会の同意を得て推進委員 を辞任することができる。」とされており ます。

以上です。

説明が終わりましたが、この議案について、 ・農政問題調査研究小委員会の開催につい 何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますします。 ので、議案第7号は可決と決定しました。 議案は以上となります。

- ざいますので、報告させていただきます。
- ◆中居班長 番外、説明いたします。
- ・先進地視察について

表をご覧ください。

先日、文書でお知らせさせていただきま したが、令和6年度農業委員会の先進地視 察を11月22日(金)に実施します。

文書では、7時45分集合と書かせてい ただきましたが、午前中の渋滞等を見越し て7時30分集合でお願いします。

解散時間は、17時30分の予定です。 集合場所は、和歌山城公園バス駐車場で

行き先は、滋賀県竜王町役場、道の駅ア グリパーク竜王となっております。

まだ、出欠についてご連絡いただいてい

辞任願 一身上の都合により令和6年1 ない委員さんは、総会終了後、事務局まで ご連絡ください。

いて

先ほど議案第7号でご了承いただきまし なお、農業委員会等に関する法律第23 たとおり、10月31日を持ちまして、・ ・・委員が辞任されますので、現在、1名 で推進委員さんの募集を行っていますが、 1名追加し、募集人数を2名に変更させて いただきます。

それに伴い、募集期間も現在10月25 ◆会長(谷河 績) 議案第7号について、 日までを11月5日まで延長する予定です。

本日、農政問題調査研究小委員会を開催

内容は、農業委員会だよりについてです。 井口委員、曽根委員、小方委員、堀委員、 ◆奥谷局長 事務局からその他の報告がご 貴志委員、岩橋委員は引き続きお願いしま す。

> 総会終了後、休憩を10分間はさんで再 開します。

机上に配布しております、視察研修行程 ◆会長(谷河 績) その他、何かござい ませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございま すので第16回総会を閉会いたします。

13時45分 閉会